

社会福祉法人玉米福祉会

定 款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所みどり保育園設置経営
 - (ロ) 放課後児童健全育成事業みどり学童クラブ経営
 - (ハ) 一時預かり事業の経営
- (二) 地域子育て支援拠点事業ひだまりる一むの経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人玉米福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を秋田県由利本荘市東由利館合字向田76番地1に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、報酬は支給しない。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分
- (6) 社会福祉充実計画の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要があ

る場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに押印する。

第四章 役員及び職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち一名理事長とする。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、報酬等は支給しない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 秋田県由利本荘市東由利館合字向田76番地1及び76番地2に所在の
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
みどり保育園園舎 1棟 (614.5平方メートル)

3 財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、由利本荘市の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、由利本荘市の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 事業の概要等を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

（解散）

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、由利本荘市長の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を由利本荘市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人玉米福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	遠藤 繁
理 事	小野 忠
〃	長谷山 直助
〃	工藤 武雄
〃	小松 ミヨ
〃	渡辺 イ子
〃	小野 勝海
〃	荘野 慶治
監 事	小松 慶治郎
〃	小松 亥一郎

附 則

この定款は、昭和51年	4月 1日から施行する。
この定款は、平成 元年	3月27日から施行する。
この定款は、平成 6年	6月 1日から施行する。
この定款は、平成10年	5月12日から施行する。

この定款は、平成14年 3月20日から施行する。
この定款は、平成15年 9月22日から施行する。
この定款は、平成17年 6月 3日から施行する。
この定款は、平成18年 6月23日から施行する。
この定款は、平成20年 4月 1日から施行する。
この定款は、平成25年 4月 1日から施行する。
この定款は、平成27年 4月 1日から施行する。
この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。
この定款は、令和 2年 4月 1日から施行する。

当法人の定款である

社会福祉法人玉米福祉会 理事 小松義嗣

社会福祉法人玉米福祉会定款施行に関する細則

15 第一章 総 則

(目的)

第一条 この細則は、社会福祉法人玉米福祉会(以下「本会」という)定款第四〇条の規定により、法人の業務執行の細部について必要事項を定めるものとする。

第二章 評議員会

(運営)

第二条 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない。

(議決権の行使)

第三条 評議員会における議決権の行使については、書面・電磁的方法・代理人は認められない。

ただし、出席者が一同に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法があれば、テレビ会議・電話会議の方法により開催することができる。

(招集)

第四条 評議員会の招集事項(日時・場所・議題)は、理事会の決議により定める。

- 2 理事長は、招集事項を記載した招集通知を評議員会の一週間前までに、各評議員に対して書面で発する。ただし、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して、評議員会を開催することができる。

(議長)

第五条 議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(理事及び関係者の出席)

第六条 議長は、理事及び関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる

(議事録)

第七条 評議員会の議事については法令に定めるところにより議事録を作成する。

- ①日時及び場所
- ②議事の経過の要領及びその結果
- ③意見又は発言の概要
- ④出席した評議員、理事、監事の氏名
- ⑤議長の氏名
- ⑥議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(欠席評議員への報告)

第八条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して、議事の概要及び決議の結果を記録した書面を評議員会終了後 14 日以内に送付するものとする。

(中途退任)

第九条 評議員は、やむを得ない事由により任務の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

第三章 理事会

(決議事項)

第一〇条 理事会で決定すべき法人の業務は、次の通りとする。

- (1) 評議員選任・解任委員会の委員の選任
- (2) 評議員選任・解任委員会の委員の解任
- (3) 評議員候補者の推薦及び解任の提案
- (4) 役員選任候補者の推薦提案
- (5) 役員の解任の提案
- (6) 理事長の選任及び解任
- (7) 施設長他の重要な職員の選任・解任
- (8) 評議員会の招集
- (9) 事業計画・収支予算
- (10) 補正予算
- (11) 事業報告・決算
- (12) 定款の変更
- (13) 定款施行細則
- (14) 評議員選任・解任委員会の運営細則

- (15) 社会福祉施設の許認可関係
- (16) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (17) 基本財産の処分
- (18) 予算外の新たな義務負担又は権利の放棄
- (19) 資金の借入れ 財産の取得 処分等に係る契約
- (20) 重要な財産の処分及び譲り受け等
- (21) 新たな事業の経営又は受託
- (22) 施設用財産に関する契約（「250万円以上の工事又は製造の請負契約」及び「160万円以上の物品買入に係る契約」）、その他の重要な契約
- (23) 寄付金の募集に関する事項
- (24) 合併・解散
- (25) その他法人の業務に関わる重要事項

（権限）

第一条 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

（議決件の行使）

第一二条 理事会における議決権の行使については、書面・電磁的な方法・代理人は認めない。

ただし、出席者が一同に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法があれば、テレビ会議・電話会議の方法により開催することができる。

（報告事項）

第一三条 理事会への報告すべき法人の業務は、次の通りとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 法人定款第24条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

（理事会の招集）

第一四条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、招集事項を記載した招集通知を理事会の日の二週間前までに役員全員に対して書面及び口頭で発する。

なお、議題の通知は省略することができる。

- 3 役員の中員の同意があるときは、招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(資料の提出)

第一五条 理事長は、理事会において議事の審議に必要な資料等を一週間前までに提出するものとする。

(議長)

第一六条 議長は、当該理事会において理事の中から選出する。

(職員及び関係者の出席)

第一七条 議長は、職員及び関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第一八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- ①日時及び場所
- ②議事の経過の要領及びその結果
- ③意見又は発言の概要
- ④議長の氏名

(欠席役員への報告)

第一九条 理事長は、理事会に欠席した役員に対して、議事の概要及び決議の結果を記録した書面を理事会終了後 14 日以内に送付するものとする。

第四章 監事

(出席の義務)

第二〇条 監事は、理事会への出席義務がある。なお、監事が欠席した場合、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとする。

(監査の実施)

第二一条 法人定款第三二条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後、速やかに実施するものとする。

- 2 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名捺印の上、理事長に提

出するものとする。

(権限)

第二二条 監事は、法人の業務監督を行うことを職務とし、その職務の遂行のために、いつでも理事及び法人の職員に対し、事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事への報告義務)

第二三条 監事は、①理事が不正の行為をしたとき、②理事が不正の行為をする恐れがあると認めるとき、③法令・定款に違反する事実があるとき、④著しく不当な事実があるときには、その旨を理事会に報告する義務を負う。

(評議員会に対する報告義務)

第二四条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認められるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

第五章 役員を選任

(役員を選任)

第二五条 役員を選任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 役員選任候補者は、理事会が評議員会に推薦する。
- (2) 理事長（理事長が欠けたとき又は理事長が事故ある時は、各理事）は、評議員会に出席し、役員選任候補者の推薦の提案を行い、当該者が役員として適任と判断した理由を説明することができる。
- (3) 評議員会は、役員選任候補者について審議を行い、役員選任の決議を行う。
- (4) 任期の周期は、評議員会で選任決議の日とする。
なお、就任承諾書は、選任決議の日提出するものとする。

(役員を選任)

第二六条 役員は、やむを得ない自由により任期の途中で退任しようとするときは、予め理事長に書面で届け出るものとする。

(業務の専決)

第二七条 理事長が専決することのできる事項は、次の通りとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のものとする。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

(その他)

第二八条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の同意を得て理事長が定める。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

